

中華人民共和國科學技術成果轉化促進法

2015年8月29日改正

2015年10月1日施行

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

※本資料は、中国語原文の日本語仮訳であり、翻訳の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

「中華人民共和国科学技術成果轉化促進法」

(1996年5月15日第8回全国人民代表大会常務委員会第19回會議で採択。

2015年8月29日第12回全国人民代表大会常務委員会第16回會議「中華人民共和国科学技術成果轉化促進法」の改正に関する決定により改正)

目次

第一章 総則

第二章 組織・実施

第三章 保障措置

第四章 技術權益

第五章 法律責任

第六章 附則

第1章 総則

第1条 科学技術成果を現実の生産力に轉化させることを促進し、科学技術成果轉化の促進活動を規範化し、科学技術進歩を速め、經濟建設及び社会發展を推進するために、本法を制定する。

第2条 本法において科学技術成果とは、科学研究及び技術開發により生じた、實用価値をもつ成果をいう。職務科学技術成果とは、研究開發機關、高等教育機關及び企業等の組織の業務上の任務を遂行して、又は主に上述の組織の物的、技術的条件を利用して完成した科学技術成果をいう。

本法において科学技術成果の轉化とは、生産力レベルを高めるために科学技術成果に対して行う継続実験、開發、応用、普及が直接新技术、新製法、新材料、新製品を成し、新産業を發展させる等の活動をいう。

第3条 科学技術成果の転化活動は、イノベーション主導型発展戦略の実施の加速に有益で、科学技術と経済との結び付けを促進し、経済的便益・社会的便益の向上及び環境の保護、合理的な資源利用に有益で、経済建設、社会発展及び国家安全の促進に有益なものでなければならない。

科学技術成果の転化活動は、企業の主体的役割を發揮させ、市場法則を尊重し、自由意思、互惠、公平、誠実信用の原則に従い、法令の規定及び契約の約定により、利益を享受しリスクを負担するものでなければならない。科学技術成果の転化における知的財産権は法律から保護を受ける。

科学技術成果の転化活動は、国の法律法規を遵守し、国家利益を擁護しなければならず、社会公共の利益及び他人の合法的權益を損なってはならない。

第4条 国は、科学技術成果の転化に対する財政資金の投入を合理的に手配し、社会資金の投入を導き、科学技術成果の転化への資金投入の多元化を促進する。

第5条 国務院及び地方の各級の人民政府は、科学技術、財政、投資、租税、人材、産業、金融、政府調達、軍民融合等政策間の連動を強化して、科学技術成果の転化のために良き環境作りを図らなければならない。

地方の各級の人民政府は、本法に定める原則に基づき、当地の実態に合わせて、科学技術成果の転化促進により有益な措置を講じることができる。

第6条 国は、科学技術の成果が最初に中国国内で実施されることを奨励する。中国の機関又は個人が、国外の組織や個人に科学技術成果を譲渡し、又は独占的に実施することを許諾する場合、関連の法律、行政法規及び国の関係の規定を遵守しなければならない。

第7条 国は、国家安全、国家利益及び重要な社会公共の利益上の必要性から、法により、関連の科学技術成果の実施を組織し、又は他人に実施を許諾することができる。

第8条 国務院科学技術行政部門、経済総合管理部門及びその他の関係行政部門は、国務院の規定する職権の範囲に基づいて、科学技術成果転化業務を管理し指導し、調整する。

各級地方人民政府は本行政区域における科学技術成果転化業務に対する管理、指導及び調整に責任を負う。

第2章 組織・実施

第9条 国務院及び地方各級人民政府は、科学技術成果転化を国民経済及び社会発展計画に組み入れ、関係する科学技術成果の転化実施を組織し調整しなければならない。

第 10 条 財政資金を利用して応用系科学技術プロジェクト及びその他関連の科学技術プロジェクトを設立する場合、関係の行政部門、管理機関は、科学研究の組織・管理の方式を改善し完備させなければならない。関連の科学技術プラン、計画を制定し、プロジェクトガイドラインを作成するにあたっては、関連の業界、企業から意見を聴取しなければならない。応用系科学技術プロジェクトの実施組織にあたっては、プロジェクト担当者の科学技術成果の転化に関する義務を明確にしなければならない。知的財産権の管理を強化し、且つ、科学技術成果の転化及び知的財産権の創出・運用を起案や検取上の重要な内容及び根拠とする。

第 11 条 国は、科学技術報告書制度及び科学技術成果情報システムを確立し、完備させ、科学技術プロジェクトの実施の状況及び科学技術の成果、関連の知的財産権の情報を一般に公布し、科学技術の成果の情報照会、選別等の公益サービスを提供する。関係情報の公布に当たって、国家秘密及び営業秘密を漏えいしてはならない。公布しない情報は、関係部門が関連の科学技術プロジェクト担当者に速やかに告知しなければならない。

財政資金を利用して設立された科学技術プロジェクトの担当者は、規定に従って速やかに関連の科学技術報告書を提出し、科学技術の成果及び関連の知的財産権の情報を科学技術成果情報システムに総括して提出しなければならない。

国は、財政以外の資金を利用して設立された科学技術プロジェクトの担当者が、関連の科学技術報告書を提出し、科学技術の成果及び関連の知的財産権の情報を科学技術成果情報システムに総括して提出することを奨励する。県級以上の人民政府の関連業務の担当部門は、便宜を図らなければならない。

第 12 条 以下に掲げる科学技術成果の転化プロジェクトについて、国は政府調達、研究開発の資金援助、産業技術ガイド目録の発表、実証普及等の方式で支援を与える。

(1) 産業技術のレベル、経済的便益を著しく高めることができるもの又は社会・経済の健全な発展を促進する新規産業を形成できるもの

(2) 国の安全能力及び公共の安全レベルを著しく高めることができるもの

(3) 合理的な資源開発と利用、エネルギー節減、消費削減、並びに環境汚染の防止、生態系の保全、気候変動への対応力及び防災・減災力の向上につながるもの

(4) 人民の生活の改善及び公共の健康レベルの向上につながるもの

(5) 現代農業又は農村経済の発展を促進できるもの

(6) 民族地域、へき地、貧困地域での社会・経済の発展の加速につながるもの

第 13 条 国が政策措置を制定し、先進的な技術・工程及び設備の採用、立ち後れる技術の開発、工程及び設備のたゆまない革新、不備なものに対する使用制限又は使用停止を提唱し奨励する。

第14条 国は、標準の制定を強化し、新技術、新製法、新材料、新製品について法により国家標準、業界標準を速やかに制定し、国際標準の制定に積極的に参加し、先進的な適正技術のプロモーションと応用を促進する。

国は、有効な軍民の科学技術成果の相互転化体系を確立し、国防に関する科学技術の革新を協同で実施する体制・システムの整備を図る。軍需品の科学研究、生産では、法により、先進的で適正な民用標準を優先して採用しなければならない、軍用・民用技術の相互移転、転化の促進を図る。

第15条 各級人民政府は重要な科学技術成果転化項目の実施を組織する場合、関係部門が公開入札の方式をとり転化を実施することができる。関係部門は落札の時に確定した資金助成又はその他の条件を落札者に提供しなければならない。

第16条 科学技術成果の保有者は以下に記載する方式により科学技術成果の転化を行うことができる。

- (1) 自ら投資して転化を実施する。
- (2) 他人に科学技術成果を譲渡する。
- (3) 他人に科学技術成果の使用を許諾する。
- (4) 当該科学技術成果を合作条件とし、他人とともに転化を実施する。
- (5) 当該科学技術成果を評価し出資して株式又は出資持分に換価する。
- (6) その他協議のうえ決定した方式

第17条 国は、研究開発機関、高等教育機関が、譲渡、許諾又は評価出資等の方式により、企業又はその他の組織に対し科学技術成果を移転することを奨励する。

国によって設立された研究開発機関や高等教育機関は、科学技術成果の転化の管理、組織、調整を強化し、科学技術成果の転化のチーム作りを促進し、科学技術成果の転化のプロセスを最適化し、自機関の技術移転業務の担当組織を介し、又は独立した科学技術成果転化サービス機関に委託して技術移転を行わなければならない。

第18条 国によって設立された研究開発機関、高等教育機関は、保有する科学技術の成果について譲渡、許諾又は評価出資を自分の意思で決定することができるが、合意に基づく価格設定や技術取引市場における公示取引、競売等の方式により価格を定めなければならない。合意に基づく価格設定の場合、自機関において科学技術成果の名称及び取引予定価格を公示しなければならない。

第19条 国の設立する研究開発機関、高等教育機関が取得した職務科学技術成果は、創造

者及び参加者がその職務科学技術成果の財産権帰属を変更しないことで本機関との合意に基づき当該科学技術成果の転化を行うことができ、かつ合意で定める権益を享有する。所属する機構は上述科学技術成果の転化活動に支持を与えなければならない。

科学技術成果の創造者又は研究課題の責任者は、職務科学技術成果の転化を阻害してはならず、職務科学技術成果及び技術資料、データを占有し所属する機構の合法的な権益を侵害してはならない。

第 20 条 研究開発機関、高等教育機関の主管部門及び財政、科学技術等関連の行政部門は、科学技術成果の転化促進に資する業績考査評価体制を確立し、科学技術成果の転化の状況を、関連の機関及び要員に対する評価や科学研究資金の援助を行う上での重要内容及び根拠の一つとし、さらに、科学技術成果の転化の業績が著しい関連の機関や要員に科学研究に対する資金の援助を強化しなければならない。

国によって設立された研究開発機関、高等教育機関は、科学技術成果の転化業務の特徴に合致した職階査定、職位管理、考査評価の制度を確立し、収入の配分によるインセンティブ・拘束の仕組みを完備させなければならない。

第 21 条 国によって設立された研究開発機関、高等教育機関は、その主管部門に科学技術成果の転化状況に関する年間報告書を提出して、自機関の法により取得した科学技術成果の数や転化の実施状況及び関連の収入の配分の状況を説明しなければならない。当該主管部門は、規定に従い、科学技術成果の転化状況に関する年間報告書を財政、科学技術等関連の行政部門に報告送付しなければならない。

第 22 条 企業は、新技術、新製法、新材料を採用し又は新製品を生産するために、自ら情報を発表し、又は科学技術仲介サービス機関に委託して必要な科学技術成果を募集するか、又は科学技術成果の転化の提携者を招くことができる。県級以上の地方人民政府の科学技術行政部門及びその他の関係部門は、職責の分担に基づき、企業の必要な科学技術成果の取得に協力、援助しなければならない。

第 23 条 企業は法により独立して又は国内国外の企業・事業組織及びその他の合作者と連合して、科学技術成果の転化を実施する権利を有する。企業は公平な競争を通じて、独立して又はその他の組織と連合して、政府の組織する科学研究開発及び科学技術成果転化項目の実施を負擔することができる。

第 24 条 財政資金を利用して設立された、市場における応用の見通しがあり、産業目標が明確な科学技術プロジェクトについて、政府の関係部門、管理機関は、研究開発の方向性の選定、プロジェクトの実施及び成果の応用における企業の主導的な役割を發揮させ、企業や研究開発

機関、高等教育機関及びその他の組織の共同実施を奨励しなければならない。

第 25 条 国は、研究開発機関、高等教育機関が企業と結び付いて、科学技術成果の転化を連合して実施することを奨励する。

研究開発機関、高等教育機関は、政府関係部門又は企業による科学技術成果の転化実施に関する入札募集・入札活動に参加することができる。

第 26 条 国は、企業が研究開発機関、高等教育機関及びその他の組織と連合して研究開発プラットフォーム、技術移転機関又は技術イノベーションコンソーシアムを設立する等産学研提携の方式により、研究開発や成果の応用・プロモーション、標準の研究・制定等の活動を共同で行うことを奨励する。

各提携者は、合意書を締結し、提携における組織の形態、任務の分掌、資金の投入、知的財産権の帰属、権益の配分、リスクの分担及び違約責任等を法により約定しなければならない。

第 27 条 国は、研究開発機関、高等教育機関が企業及びその他の組織との科学技術要員の交流を行い、専門業務の特徴や業種分野の技術の発展に基づいて、企業及びその他の組織の科学技術要員を招聘して授業や科学研究業務を兼任させ、自機関の科学技術要員が企業及びその他の組織で科学技術成果の転化活動に従事するようサポートすることを奨励する。

第 28 条 国は、企業が研究開発機関、高等教育機関、職業教育機関及びトレーニング機関と連合して学生向け実習実践トレーニング基地や大学院生向け科学研究実践業務機関を設立し、共同で専門技術人材及びハイスキルな人材を養成することを支持する。

第 29 条 国は農業科学研究機構、農業実験模範組織が独立して又はその他の組織と協力して農業科学技術成果転化を実施することを奨励する。

第 30 条 国は、テクノロジー市場を育成し、発展させ、技術取引に取引の場所、情報プラットフォーム及び情報加工・分析、評価、ブローカー等のサービスを提供する科学技術仲介サービス機関の創設を奨励する。

科学技術仲介サービス機関はサービスの提供にあたって、公正性、客観性の原則を順守しなければならない。虚偽の情報・証明を提供してはならない。サービスを行う過程に知り得た国家秘密及び当事者の営業秘密について守秘義務を負う。

第 31 条 国は、産業及び地域の発展上の必要性に応じ、科学技術成果の転化のための技術統合、共通技術の研究開発、中間試験と工業的試験、科学技術成果の系統化・エンジニアリング化の開発、技術プロモーション・モデル等のサービスを提供する公的研究開発プラットフォームを

構築することを支持する。

第 32 条 国は、科学技術企業インキュベーション、大学科学技術パーク等の科学技術企業インキュベーション機関を発展させ、創業期にある科学技術型中小企業にインキュベーションの場所や創業指導、研究開発・管理面でのコンサルティング等のサービスを提供することを支持する。

第 3 章 保障措置

第 33 条 科学技術成果の転化に用いる財政経費は、主に、科学技術成果の転化の促進ファンドや、貸付金利息助成、補助資金、ベンチャーキャピタル及びその他の科学技術成果の転化促進のための資金用途に充当する。

第 34 条 国は租税に関する法律、行政法規の規定に従い科学技術成果の転化活動に対し租税優遇政策を実施する。

第 35 条 国は、銀行業金融機関が組織の形態、管理体制、金融商品・サービス等で革新を行うことを奨励し、知的財産権の質権担保貸付、持分の質権担保貸付等の貸付業務を行い、科学技術成果の転化に金融的サポートを与えることを奨励する。

国は、政策性金融機関が科学技術成果の転化に対する金融的サポートを強める措置を講じることを奨励する。

第 36 条 国は、保険機関が科学技術成果の転化の特徴に合致する保険種目を開発し、科学技術成果の転化に保険サービスを提供することを奨励する。

第 37 条 国は、多層化した資本市場を完備させ、企業が持分取引、法による株式・債券の発行等の直接融資方式により科学技術成果の転化プロジェクトの融資を行うことを支持する。

第 38 条 国は、ベンチャー投資機関の科学技術成果転化プロジェクトへの投資を奨励する。国によって設立された創業投資促進ファンドは、ベンチャー投資機関が創業期の科学技術型中小企業に投資するよう勧誘、支持しなければならない。

第 39 条 国は科学技術成果転化基金又はリスク基金の設立を奨励する。当該資金の拠出は国・地方・企業・事業組織及びその他の組織、個人が負担して、多額投資、高リスク、高産出の科学技術成果の転化を支持し、重要な科学技術成果の産業化を速める。

科学技術成果転化基金及びリスク基金の設立及び資金の運用は、国の関係規定に基づき執行する。

第4章 技術権益

第40条 科学技術成果を創造する組織は、その他の組織と協力して科学技術成果の転化を行う場合は、法により契約で当該科学技術成果の関係権利及び利益の帰属を約定しなければならない。契約は約定をしなかった場合は、次の原則に従い処理する。

(1) 協力による転化の中において新しい発明創造が生じない場合、当該科学技術成果の権益は当該科学技術成果を創造した組織に帰属する。

(2) 協力による転化の中において新しい発明創造が生じた場合は、当該新発明創造の権益は各方の協力者の共有となる。

(3) 協力による転化の中において生じた科学技術成果については、協力者各方は当該科学技術成果を実施する権利を有する。当該科学技術成果を譲渡する場合には、協力者の他方の同意を得なければならない。

第41条 科学技術成果を創造する組織は、その他の組織と協力して科学技術成果の転化を行う場合は、協力者各方が技術秘密の保持につき合意に達しなければならない。当事者が合意に違反し、又は権利者の技術秘密保持に関する要求に違反して他人に当該技術を披露し使用を許諾してはならない。

第42条 企業、事業組織は技術秘密保持制度を確立し完備させ、本組織の技術秘密を保護しなければならない。従業員は本組織の技術秘密保持制度を遵守しなければならない。

企業・事業組織は、科学技術成果の転化活動に参加する関係要員と、在職期間中、又は離職・退官・退職後、一定期間内に本組織の技術秘密保持の取決めを締結することができる。関係要員は取決め約定に違反し本組織の技術秘密をもらし、及び原組織と同一の科学技術成果の転化活動をしてはならない。

従業員は職務科学技術成果を勝手に譲渡し又は変則的に譲渡してはならない。

第43条 国によって設立された研究開発機関、高等教育機関において、科学技術成果の転化によって取得する収入は、すべて自機関に属する。職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした者に対し報奨と報酬を給付した後、主に科学技術の研究開発及び成果の転化等の関連業務に利用する。

第44条 職務科学技術成果の転化が行われた後、科学技術成果を完成した機構は、当該科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした者に報奨と報酬を給付する。

科学技術成果を完成した機構は、報奨と報酬の方式と金額及び期間を定めるか、又は科学技術要員とこれを約定することができる。機構は関連の規定を制定する際に、自機関の科学技術要

員の意見を十分に聴取し、かつ、関連の規定を自機関内に公開しなければならない。

第 45 条 科学技術成果を完成した機構は科学技術要員と報奨と報酬の方式と金額について規定も約定もしていない場合には、以下に掲げる基準に従って職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした者に報奨と報酬を給付する。

(1) 当該職務科学技術成果を他人に譲渡し、その実施を他人に許諾した場合、当該科学技術成果の譲渡又は許諾による純収入から50%以上の割合で引き出すこと

(2) 当該職務科学技術成果をもって評価出資する場合、当該科学技術成果によって形成された持分又は出資の比率から50%以上の割合で引き出すこと

(3) 当該職務科学技術成果を自ら実施するか、又は他人と協力して実施する場合には、転化を実施し操業に成功した後、連続して3年間ないし5年間、毎年当該科学技術成果の実施による営業利益から5%以上の割合で引き出すこと

国によって設立された研究開発機関、高等教育機関が報奨と報酬の方式及び金額について規定する又は科学技術要員と取り決める場合、前項第 1 号から第 3 号の規定の標準に合致しなければならない。

国有企業、事業機構が本法の規定に従い、職務科学技術成果の転化に重要な貢献をした者に給付する報奨と報酬の支出は、当年度の自機関の給与総額に計上するが、当年度の自機関の給与総額の制限は受けず、自機関の給与総額の基数に盛り込まない。

第 5 章 法律責任

第 46 条 財政資金を利用して設立された科学技術プロジェクトの担当者が、本法の規定に従って科学技術報告書の提出、科学技術の成果及び関連の知的財産権の情報の総括提出を行わなかった場合、プロジェクトの実施を組織する政府の関係部門や管理機関は、是正を命じる。情状が重大な場合、通達をもって批評を行い、一定の期間内において科学技術プロジェクトの担当を禁止する。

国によって設立された研究開発機関、高等教育機関が、本法の規定に従って科学技術成果転化状況年度報告書の提出を行わなかった場合、その主管部門は、是正を命じる。情状が重大な場合、通達をもって批評を行う。

第 47 条 本法の規定に違反し、科学技術成果の転化活動において虚偽の行為をし、奨励及び荣誉称号を騙し取り、詐欺により金銭及び財産の不法な収入を取得した場合は、政府の関係部門は、管理の職責に基づいて是正を命じ、当該奨励及び荣誉称号を取消し、違法所得を没収し、かつ科料を科する。他人に経済損失をもたらした場合は、法により民事賠償責任を負う。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第 48 条 科学技術サービス機関及びその勤務者が本法の規定に違反して、故意に虚偽の情報や実験の結果又は評価の意見等を提供して当事者を騙し、又は片方の当事者と通謀して他方の当事者を騙した場合、政府の関係部門は管理の職責に基づいて是正を命じ、違法所得を没収するとともに、罰金を科する。情状が重大な場合、工商行政管理部門が法により営業許可証を取り上げる。他人に経済的損害を与えた場合、法により民事賠償責任を負う。犯罪に当たる場合、法により刑事責任を追及する。

科学技術仲介サービス機関及びその勤務者が本法の規定に違反して、国家秘密又は当事者の営業秘密を漏えいした場合、関連の法律、行政法規の規定に照らして相応の法的責任を負う。

第 49 条 科学技術行政部門及びその他の関係部門とその職員が、科学技術成果の転化において職権を濫用し、職務をおろそかにし、私利をむさぼり汚職をはたらいた場合、任免を行う機関又は監察機関は、直接責任を負う主管要員及びその他の直接要員に対し、法により処分を与える。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第 50 条 本法の規定に違反し、示唆、窃取、利益による誘導、脅迫等の手段をとり他人の科学技術成果を侵害し占有して他人の合法的な権益を侵害した場合は、法により民事賠償責任を負い、料金を科することができる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第 51 条 本法の規定に違反して、従業員が所属機関の許可を得ずに自機関の技術秘密を漏えいし、又は職務科学技術成果を無断で譲渡し、形を変えて譲渡した場合、或いは科学技術成果の転化活動に参加した関係要員が自機関との取決めに違反して、離職・退官・退職の約定した期間内に元の機関と同一の科学技術成果の転化活動を行い、自機関に経済的損害を与えた場合には、法により民事賠償責任を負う。犯罪に当たる場合、法により刑事責任を追及する。

第 6 章 附則

第 52 条 本法は 1996 年 10 月 1 日から施行する。

参照：

中華人民共和国科学技術部 2015 年 08 月 31 日

http://www.most.gov.cn/yw/201508/t20150831_121410.htm